

外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領第 4.1 版 新旧対照表 (2024/4/15)  
本文

項番	章	変更箇所	変更区分	新	旧
1		1.(1) (a)備考	変更	上記の延長のうち、機構のシステム又は機構のシステムの運行に関わる機構以外のシステムに障害が発生したときの決済時限の臨時延長措置については「株式等振替制度に係る業務処理要領 第2章第3節 別紙2-3-6 システム障害発生時の決済時限の臨時延長」を参照。	(新設)
2		1.(1)備考	変更	機構は、取扱外国株券等に ISIN コードの変更が発生した場合であっても、振替システム等において、ISIN コードの変更処理を行わない。このため、残高証明には変更前の ISIN コードが設定されることに留意する必要がある。	(新設)

以上